

〇〇少年消防クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは、〇〇少年消防クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

(クラブの所在)

第2条 本クラブの所在は、〇〇〇学校（又は子供会等の代表宅等）に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、火災予防に関する知識を深め、災害時に適切な行動がとれるよう、子どもたちの自主性を育み、地域社会の安全に貢献することを目的とする。

(責任者)

第4条 本クラブの責任者は、担当教員（又は子供会等の代表等）をもって充てる。

(会員)

第5条 本クラブの会員は、〇〇〇学校に在学する生徒（又は〇〇子供会会員等）をもって構成する。

(活動内容)

第6条 本クラブは、次の活動を行う。

- (1) 少年消防クラブとしての必要な研修
- (2) 火災予防、防災に関する教育
- (3) 応急手当に関する教育
- (4) 規律に関する教育
- (5) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

(運営)

第7条 本クラブの運営は、〇〇〇学校（又は〇〇子供会等）が主体となって行う。

2 担当教員（又は子供会等の代表等）が、内部指導者として本クラブの指導に当たる。

(指導の要請)

第8条 本クラブは、消防職員その他防災に関する有識者を外部指導者とし、第6条に定める活動に際し、必要に応じて指導を要請することができる。

(報告)

第9条 本クラブは、毎年4月から翌年3月までの活動計画を定め、4月中に夷隅郡市防火委員会に報告しなければならない。

2 本クラブは、活動計画に基づく活動結果を、翌年度の4月中に夷隅郡市防火委員会に報告しなければならない。

(経費)

第10条 本クラブの活動に係る経費は、原則として〇〇〇学校（又は〇〇子供会等）の負担とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。